

農業法人・法人化を目指す農業者のみなさまへ

農業法人PR支援事業のご案内



PRにかかるこんな費用を助成します！

販促資材

通販サイト

看板

オリジナル
ロゴ

Webサイト

新聞広告



募集期間

令和3年7月～12月

※期間内であっても、申請額が助成総額に達した時点で募集を締め切ります。

助成基準

令和3年4～12月に実施した宣伝広告にかかる外注費用の50%（最大20万円）

※詳しくは裏面をご覧ください。

詳しくはお近くのJAへお問合せください。



令和3年度農業法人PR支援事業 募集概要

応募いただける方

申請時点において埼玉県内に住所を有する農業法人または法人化を目指す農業者のうち、以下のいずれかに該当する方

- ア 埼玉県信連のお取引先
- イ 埼玉県農業経営相談所の重点指導農業者の方
- ウ 埼玉県農業経営塾受講者の方
- エ J Aグループさいたま農畜産物商談会出展者の方（過去の出展者含む）
- オ 地域農業の発展に積極的であり、J A組合長が推薦する方
- カ 埼玉県「お取り寄せ埼玉県産農産物応援サイト」を活用し農畜産物の販売に取り組む方

助成対象となる宣伝広告費用

- (1) 販売促進用資材（ポスター、チラシ、カタログ、のぼり旗等）の制作費用
- (2) Webサイト制作費用（新規開設、既存サイトの充実・高度化に係る費用）
- (3) 通販サイト制作費用（新規開設、既存サイトの充実・高度化に係る費用）
- (4) 新聞、雑誌等への広告掲載費用（広告制作費含む）
- (5) 看板制作費用（設置工事費、掲出料は除く）
- (6) オリジナルロゴ、キャラクター等のデザイン費用

※令和元年度及び令和2年度農業法人PR支援事業の助成を受けた方は助成対象外です。

※(2)、(3)は月額使用料、売上手数料等のランニングコスト及び契約の解除等により返戻されるものは助成対象外です。

※(3)は原則、「お取り寄せ埼玉県産農産物応援サイト」への登録が必要です。

助成要件

以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 期日までに申請書類を過不足なく提出できること
- (2) 外注業者との取引が個人間取引ではないこと
- (3) 国または地方公共団体等からの補助金の交付を受ける宣伝広告費ではないこと
- (4) J Aグループさいたま「6次産業化新商品開発費用の助成」事業の助成を受ける宣伝広告費ではないこと
- (5) 助成金の受取口座を埼玉県内のJ Aまたは埼玉県信連に指定すること

お申込み手続き

詳しくは、お近くのJ A窓口まで
お問合せください。

STEP1



事前申請

令和3年12月15日まで

※募集総額に達し次第募集停止

期日までに所定の申請書類を申請窓口（J Aまたは埼玉県信連）へご提出ください。

後日、審査結果をご連絡いたします。

STEP2



本申請

令和4年1月31日まで

期日までに所定の申請書類を申請窓口（J Aまたは埼玉県信連）へご提出ください。

後日、審査結果をご連絡いたします。

お近くのJ A検索は



こちらからどうぞ

助成金
お振込み

お振込み時期は本申請の時期に応じて決定いたします。